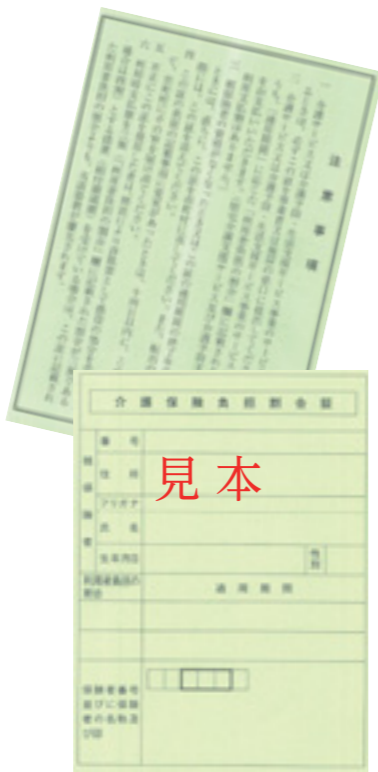


対象	
3割	次の両方を満たす65歳以上の人 ▷本人の合計所得金額が220万円以上 ▷世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上
2割	次の両方を満たす65歳以上の人 ▷本人の合計所得金額が160万円以上 ▷世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上
1割	上記以外の人、上記にかかわらず住民税非課税の人および生活保護を受給している人



要介護・要支援認定などを受けている人に交付されている「介護保険負担割合証」の適用期間が7月31日で終了します。新しい負担割合証（緑色、封筒は青色）を7月

中旬に郵送します。必ず介護保険証と一緒に保管してください。利用者負担割合 左表のとおり 問い合わせ 介護高齢課 ☎④②②⑨②

介護保険負担割合証の更新

限度額認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新

国民健康保険と後期高齢者医療では、1カ月にかかる医療費の支払いを一定額までに抑えたり、食事代を減額した

りする制度があります。この制度を利用するには限度額認定証と「限度額適用・標準負担額減額認定証」

区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)
現役並みⅢ	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% (多数回該当14万0,100円)	
現役並みⅡ	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% (多数回該当9万3,000円)	
現役並みⅠ	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% (多数回該当4万4,400円)	
一般	1万8,000円 (年間上限 14万4,000円)	5万7,600円 (多数回該当 4万4,400円)
低所得Ⅱ	2万4,600円	
低所得Ⅰ	8,000円	

多数回該当=過去12カ月の間に4回以上、上限額に達した場合は4回目から多数回該当となり、上限額が下がります

を申請する必要があります。入院の予定がある人や、医療費が高額になる可能性のある人は、事前に申請をしてください。

対象 ▽国民健康保険加入者Ⅱ

70〜74歳の場合は現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人または住民税非課税世帯の人▽後期高齢者医療加入者Ⅱ現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人または住民税非課税世帯の人

申請場所 保険年金課・鬼石総合支所鬼石振興課

認定証の更新

現在使っている認定証の有効期限は7月31日までです。更新については加入している医療制度により異なります。

国民健康保険の人

有効期限を過ぎた後も引き続き認定証を利用する場合は、再度申請が必要です。8月2日以降に申請手続きをしてください。

後期高齢者医療の人

現在使っている国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までです。8月から使用できる新しいものを7月に郵送します。

国民健康保険 高齢受給者証(白色)

70〜74歳の国民健康保険加入者が対象です。新しい受給者証を世帯主宛てに7月下旬ごろ郵送します。

有効期限 令和4年7月31日または75歳の誕生日の前日

自己負担割合 令和3年度の住民税課税所得(住民税を決める基準となる所得)が▽1

45万円未満の人Ⅱ2割▽1

45万円以上の人Ⅲ3割

問い合わせ 保険年金課▽国民健康保険高齢受給者証Ⅱ国民健康保険高齢受給者証Ⅱ医療年金係 ☎④②②⑤⑨

後期高齢者医療の人

前年度に限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている人は後期高齢者医療被保険者証に同封し郵送します。ただし、交付の対象でなくなった場合は送付しません。新しく申請したい場合は、上記の申請場所で申請手続きをしてください。

国民健康保険高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者証(茶色)

現在使っている国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までです。8月から使用できる新しいものを7月に郵送します。

有効期限 令和4年7月31日

自己負担割合 令和3年度の住民税課税所得(住民税を決める基準となる所得)が▽1

45万円未満の人Ⅱ1割▽1

45万円以上の人Ⅲ3割

問い合わせ 保険年金課▽国民健康保険高齢受給者証Ⅱ国民健康保険高齢受給者証Ⅱ医療年金係 ☎④②②⑤⑨

介護保険負担限度額認定の申請・更新

介護保険施設や短期入所を利用している場合には、これらの施設でかかる居住費や食費を収入に応じて軽減する制度があります。この制度を利用するには申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

※制度改正により、8月から認定要件や負担限度額が変わります

対象 下記の収入状況の要件・預貯金等の資産要件に当てはまる人

※対象外の場合でも高齢者夫婦世帯・親子世帯などは「特別減額措置」の対象となる場合もあります

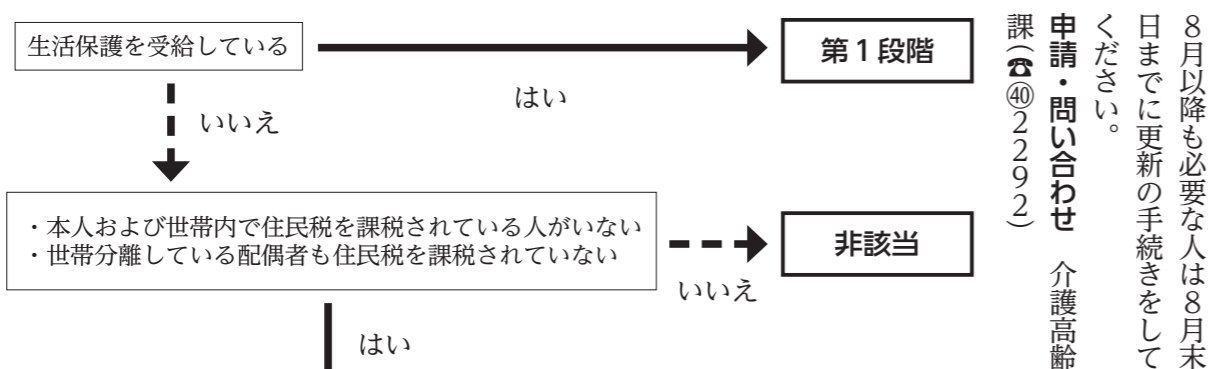
申請に必要な物 ▽申請書▽本人および配偶者の印鑑(スタンプ印不可)▽本人および配偶者の預貯金通帳などの写し

※申請書は介護高齢課・介護保険施設・市ホームページにあります

認定証の更新

現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です。

8月以降も必要な人は8月末日までに更新の手続きをしてください。申請・問い合わせ 介護高齢課 ☎④②②⑨②



利用者負担段階	収入状況の要件	預貯金等の資産要件
第1段階	・生活保護を受けている人 ・住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人	単身…1,000万円以下 夫婦…2,000万円以下
第2段階	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	単身… 650万円以下 夫婦…1,650万円以下
第3段階①	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	単身… 550万円以下 夫婦…1,550万円以下
第3段階②	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円を超える人	単身… 500万円以下 夫婦…1,500万円以下